

1. < 施策の概要 >

基本理念	地域の連携による健康・福祉・子育て支援のまちづくり	統括課	民生部 児童育成課 (健康福祉環境部 子育て支援課)
基本方針	子育て支援		
施策名	児童福祉	関連課	
方針・目標等	◆ひとり親家庭福祉の充実。◆健全育成の推進。		
実施内容	◆ひとり親家庭等に対する適切な相談支援の充実。◆子育てに要する経済的負担の軽減。		

2. < 指標の設定 >

重点	指標名	単位	他団体比較 団体名/実績/年度				算式・引用等	
			H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(試算)	H24(試算)
①	子ども(児童)手当給付人数	名						
②	(特別)児童扶養手当受給権者数	名						
③	児童福祉手当受給者数	名						
④								
⑤								
			H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(試算)	H24(試算)
①	目標		47,000	44,000	43,000	56,000	54,000	58,000
	実績		44,577	43,226	42,756	57,560		
②	目標		260	275	277	289	250	260
	実績		278	288	295	321		
③	目標		70	70	75	98	100	100
	実績		81	91	94	104		
④	目標							
	実績							
⑤	目標							
	実績							

3-1. < 指標から読み取れる成果と課題 >

・平成22年度から創設された子ども手当により受給対象者が拡大となったことにより、支給件数は増加した。
 ・ひとり親家庭及び障害のある子どものいる家庭が年々増加傾向にあり、児童の養育に要する経済的負担軽減のさらなる方策と相談支援体制の充実が求められている。

3-2. < 住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点 >

・児童の養育に要する経済的負担軽減のより具体的な対策が求められている。
 ・児童を養育している家庭に対して、生活実態を勘案した適切な指導・援助と、各種手当の適切な給付が求められている。

4-1. < 施策を構成する事業 >

	重点	部 門 / 事業名 / 種別 / 決算書説明頁	事業費(人件費含む) / 事業費のみ / 事業費一財 < 単位 : 千円 >					
			H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(予算)	H24(試算)
1		児童育成課 (子育て支援課)	-	-	2,848	3,145	3,396	3,396
		児童福祉一般経費	421	420	402	1,124	1,375	1,375
		一般事業 131	-	-	351	796	1,060	1,060
2		児童育成課 (子育て支援課)	-	-	281,204	804,158	956,113	956,113
		子ども手当給付事業 (児童手当給付事業)	284,871	282,992	277,951	800,542	952,497	952,497
		一般事業 133	-	-	75,985	97,250	103,051	103,051
3		児童育成課 (子育て支援課)	-	-	1,699	2,132	2,151	2,151
		児童扶養手当・特別児童扶養手当	96	101	59	111	130	130
		一般事業 135	-	-	0	0	0	0
4		児童育成課 (子育て支援課)	-	-	4,534	4,934	5,029	5,029
		児童福祉手当	2,671	3,028	3,297	3,711	3,806	3,806
		一般事業 135	-	-	3,297	3,711	3,806	3,806
5		児童育成課 (子育て支援課)	-	-	-	6,583	-	-
		子ども手当給付事業 (児童手当給付事業) (繰越明許)	-	-	-	5,360	-	-
		一般事業 135	-	-	-	0	-	-
6								
7								
8								
9								
10								

4-2. < 施策を構成する事業の成果と課題 >

・町独自制度としての障害児及び遺児を養育する保護者に対して、児童福祉手当を支給することで、障害児の更生援助、健全育成と保護者の福祉の増進を図ることができた。

・子ども手当が創設され、支給額と支給対象者が拡大されたことなど制度の周知啓発、手当支給等の対応が必要となる一方で、子ども手当制度の先行きが不透明であるため、安定的な制度運営が求められている。

・児童扶養手当の支給において、父子家庭も対象となることからその周知徹底と申請促進が必要である。

5. < 施策の今後の方向性 >

・各種手当の申請や相談等に対する適切な指導及び対応を図る。

・手当の受給対象への制度の周知や相談支援等の体制整備と充実を図る。